

ていて、かつ、年末調整を
されなかった給与収入金額
と、各種所得金額（給与及
び退職所得を除く）の合計
額が20万円を超える方

●年金収入が400万円を
超える方

●年金に係る雑所得があり、
年金以外の所得金額の合計
額が20万円を超える方

●勤務先での年末調整から収
入または控除額に変更のあ
る方

※給与所得や年金所得があり、
医療費控除、初めて住宅借
入金等特別控除を受ける方
などは、還付申告が必要です。
なお、給与所得者や年金所
得者が還付申告をする場合は、
その他の各種の所得も申告が
必要です。

※いずれかに該当する場合で
あっても、確定申告の必要
がない場合があります。

詳しくは、東金税務署へご
確認ください。

町県民税の申告が 必要な方

令和7年1月1日現在、横
芝光町に住所があり、次に該

当する方は町県民税の申告を
してください。

●事業所得や不動産所得など
があり、確定申告の必要が
ない方

●前年中の所得が給与のみで、
勤務先から町へ支払報告書
（※）が提出されていない方
（勤務先へ提出の有無をご
確認ください。）

●前年中の所得が公的年金等
のみで、支払者から町へ支
払報告書（※）が提出されて
いない方

●前年中の所得はないが、町
内居住の家族の控除対象扶
養親族などになっていない
方

※支払報告書：給与や年金な
どの支払者が前年中の支払
い金額などを、支払いを受
けた方の居住する市町村に
報告する書類

お持ちいただくもの

●事業所得や不動産所得など
がある方は、収支内訳明細
書など収入・支出のわかる
書類

●給与所得や年金所得がある
方は源泉徴収票

●社会保険料、生命保険料、
地震保険料などの控除証明
書

●障害の程度がわかる各種手
帳または認定書など

●医療費控除を受ける場合は、
医療費通知や領収書を基に
作成した医療費控除の明細
書

●還付申告をする方は、申告
者本人名義の預貯金口座番
号のわかるもの

●マイナンバーカード（マイ
ナンバーカードをお持ちで
ない場合は、「個人番号確
認書類」と「身元確認書類」

申告をしなかったら…

未申告の場合、所得証明書
などが発行できないほか、国
民健康保険税や介護保険料の
算定、福祉、医療・教育資金
等の給付や保育料などの判定
に影響がありますので、期限
内に必ず申告してください。

消費税・地方消費税 （個人事業者）の 確定申告は

3月31日（月）まで

次のいずれかに該当する個

人事業者の方は、消費税およ
び地方消費税の確定申告が必
要です。

①インボイス発行事業者の登
録をしている方

②基準期間（令和4年分）の課
税売上高が1,000万円
を超える方

③基準期間（令和4年分）の課
税売上高が1,000万円
以下で、消費税課税事業者
選択届出書を提出している
方

④右記②・③に該当しない場
合で、特定期間（令和5年
1月1日から令和5年6月
30日までの期間）の課税売
上高が1,000万円を
超える方

※消費税・地方消費税の確定
申告書には、課税期間中の
税率別消費税額計算表およ
び控除対象仕入税額等の計
算表（2割特例適用の場合
は不要）を添付する必要が
あります。



東金青色申告会からのお知らせ

令和6年分決算・確定申告相談会

青色申告会員の方を対象に、所得
税確定申告の相談と提出を受け付け
ます。（※会員以外の方は、入会手続
き後の相談受け付けとなります。）

相談は完全予約制ですので、事前
にお申し込みください。

と き 2月17日（月）～3月17日（月）

ところ 東金青色会館（東金市南上宿2-8-16）

※期間中の日曜日、祝・休日を除く

受 付 午前9時30分～11時40分、午後0時40分～4時

その他 3月18日（火）～31日（月）の間は、消費税の申告相談も可能です。

※期間中の土・日曜日、祝・休日を除く

圖一般社団法人東金青色申告会 ☎0475-52-1284